

家が義仲の狼藉を小気味良がっている条だけである。

右のように源平盛衰記の例や覚一本の例（先記）は「旧延慶本」の概念や「旧延慶本」を復元する手続きにおいて問題があることを示している。筆者は「旧延慶本」について、只今、更に論を深める準備もないので、本稿では、問題の存在だけを認めて済ましたい。

「旧延慶本」から延慶本へという通説に従って、眺めてみると、次のことが注目される。「旧延慶本」から延慶本が成立する時、源平盛衰記から増補したのは、八月十四日の義仲の具申、十八日の即位等の議定、同日の没官領の処分、二十日の践祚といった公卿日記の類かと見られる記事である。「旧延慶本」が源平盛衰記とだけ共有する記事にはこのようなものは見られなかった。延慶本は歴史書の方角をめざしたということになるのだろうか。

（注一）「旧延慶本」は延慶本・長門本の共通祖本として富倉徳次郎によって初めて指定されたものであるが、ここでは、作業の簡易化のために、単純に「共通記事」として通してみた（長門本の省略が認められる場合もあることは、文中で指摘）。

（注二）「旧延慶本」が一方で延慶本・長門本の共通祖本を意味するとなれば、源平盛衰記以下の諸本は、その祖本等で較べなければならぬが、これも、作業の簡易化のために、現存本をそのまま使ってみた。

（注三）高橋伸幸『平家物語割記 長門本』（昭50・9）の小見出し名

によった。

（注四）富倉徳次郎『平家物語全注釈 中巻』（昭42・5）に「始めに院御所での報告内容であることが明示されている。それが古体で、この記事の出所をも思わせる」「この種の義仲説話の形成に、口さがない都の雑色輩がかなり積極的な役割を持っていたと推測される」という指摘がある。

（注五）『人文』第十一号（昭62・6）所収。

（注六）拙稿「南都本『平家物語』第九の表現——独自の記事・表現を材料に——」（『鹿児島県立短期大学紀要』第三十九号 人文・社会科学篇 昭63・12）の九節でふれている。

（注七）『鹿児島県立短期大学紀要』第三十八号 人文・社会科学篇（昭62・12）所収。

（平成元年四月二十四日受理）

闘諍録・当道系本は「第四」の中央部に、南都本は中央から後半部に、小野文庫本は前半部にと、それぞれに傾りがあるのも興味深い。

「旧延慶本」が諸本にどう接触してきたかはなかなか明解に掴めな
いが、源平盛衰記（十八章段）を第一に、南都本（八章段）、小野文庫
本（七章段）・当道系本（六章段）・源平闘諍録（五章段）とそれぞ
れの本に関ることによって、「旧延慶本」はその性格を複雑にしてきたよ
うである。猶、量から見れば、源平盛衰記と他の諸本との差が歴然と
している。従って源平盛衰記との接触は、「旧延慶本」の誕生と言っ
ても良い程の大事件だったと考えられる。「猫間中納言事」「兼康与木曾
合戦スル事」といった当道系本に対峙する内容などもこの時、加えら
れたことになる。これに対し、源平闘諍録・南都本・小野文庫本は、
当道系本にほぼ近い接触度である。これは、これらの本が当道系本的
量に止められた非当道系本であったことに関っているに違いない。

「旧延慶本」と延慶本

「旧延慶本」から延慶本が成立する時に、他の本と関りをもった（延
慶本との単独共通）記事・表現について、俯瞰してみたい。

延慶本の成立時、源平盛衰記のようなものの影響を受けたと見える
章段六つのうち、「康定関東ヨリ帰洛シテ関東事語申事」「文覺ヲ使ニ
テ義朝ノ首取寄事」「木曾法住寺殿へ押寄事」は「旧延慶本」と源平盛
衰記の圏内に止まる記事が認められる章段である。これら（の例）に

ついでには、それぞれ、次のような問題がある。「康定関東ヨリ帰洛シテ
関東事語申事」の「院宣請文」のような書状の増補は「旧延慶本」の
特徴でもあった。「木曾法住寺殿へ押寄事」の「空様ニ倒テ」の表現が
ある信行横死の条は全体が「旧延慶本」・源平盛衰記・南都本の圏内に
止まる記事である。「文覺ヲ使ニテ義朝ノ首取寄事」は、「旧延慶本」
から延慶本が成立する時、一見すると、源平盛衰記の義朝の真の首が
届けられる条を増補したように見える。しかし、「旧延慶本」の文覺
「輒いかんか争カ左馬頭義朝カ首を 掠取ヘキ」などの表現は真の首の譚を前提
としなければ理解しがたい。従って、「文覺ヲ使ニテ義朝ノ首取寄事」
は延慶本・源平盛衰記のものが「旧延慶本」の内容で（「旧延慶本」と
源平盛衰記は編み直し、推敲し直しの関係にある）、長門本は文治元年
八月の真の首の譚がここにあるのを嫌って省いたのではないかと考え
られる。このように、いずれの章段も、「旧延慶本」を延慶本・長門本
の共通本文に見、「旧延慶本」から延慶本へという流れを考える方向に
屈折を強いる面をもっている。

源平闘諍録の場合、「平家人々詣安楽寺給事」「木曾法住寺殿へ押寄
事」共に、「旧延慶本」と源平盛衰記との単独共通記事の認められた章
段である。

南都本の場合、五つの例のうち、「木曾可滅之由法皇御結構事」「木
曾法住寺殿へ押寄事」「木曾八嶋へ内書ヲ送ル事」は、「旧延慶本」と
南都本との単独共通記事の認められた章段である。ただし、単独共通
記事そのものが連続しているのは「木曾八嶋へ内書ヲ送ル事」で、平

②「木曾可滅之由法皇御結構事」の戦歴では、これらの本は「旧延慶本」との間に「黒坂塩口」「備中ノ板倉ノ城」という（これらの本の範囲に止まる）語句を共有していた。但し、このことがすぎさま、これらの本が「旧延慶本」と延慶本の二次にわたって関りをもったということにつながるとは見えない。

「旧延慶本」と諸本との関り具合について気付いた点を述べてみたい。

まず、「旧延慶本」と源平鬪諍録の圏内に止まる表現は全て、「旧延慶本」が源平盛衰記と同様の関係をもつ章段（にあたるところ）と重なっている。しかし、「兼康与木曾合戦スル事」にあたるところの例を除いて、近くに「旧延慶本」と源平盛衰記の圏内に止まる表現はない。この「恩愛ノ道」云々のところは、源平盛衰記が「おんあひの道のかなしきはゆけともくあゆまれます小太郎又ち、の妹尾をよひければ兼康かへりていかにと、ふさせる要事は侍らすこ、をさいこと存れば今一と見奉らんとこたへ涙をなかしければ妹尾も袖をしほりけり一とせ新大納言成親卿丹波少成経になさけなくあたり奉りたりしにおやこの中のかなしきは今こそおもひしられけれ」と聞かせどころに描き直しているの、本来は源平盛衰記も源平鬪諍録と同じ表現（従って、「旧延慶本」と源平鬪諍録の間に止まるものではない）だったのかもしれない。

「旧延慶本」と南都本の圏内に止まる記事は、ある逸話に集中する

傾向がある。又、「平家九國ヨリ讃岐國へ落給事」にあたるところの成良が平家を迎える条は小野文庫本と密接な関りをもち、後半部「法皇仰下神器帰洛於時忠卿事」は「旧延慶本」・源平盛衰記・南都本の圏内に止まった記事である。更に、「旧延慶本」と南都本の圏内に止まる表現全体が、「旧延慶本」・源平盛衰記・南都本の圏内に止まる記事中にあるものと、これと対照的に、近くに「旧延慶本」と源平盛衰記の圏内に止まる表現がないものとに分かれる。共に、南都本の複雑な成立を物語るものであろう。

小野文庫本の場合は、「平家九國中お可追出之由被仰下事」・「室山合戦事」にあたるところの例が「旧延慶本」と源平盛衰記の圏内に止まる記事と、「尾形三郎平家於九國中ヲ追出事」にあたるところの例が「旧延慶本」・源平鬪諍録の圏内に止まる記事と、「平家九國ヨリ讃岐國へ落給事」にあたるところの例が（先述のように）「旧延慶本」・南都本の圏内に止まる記事と、それぞれ共存している。

当道系本の場合は、「伊榮之先祖事」・「兼康与木曾合戦スル事」・「木曾可滅之由法皇御結構事」にあたるところの例が「旧延慶本」・源平盛衰記の圏内に止まる記事と、「木曾京都ニテ頑ナル振舞スル事」にあたるところの例が「旧延慶本」・源平鬪諍録の圏内に止まる記事と、それぞれ共存する。

右のように共存関係が認められることは、いずれかの本の成立にあたって、複数の伝本が同時に、時を隔ててか参照されたことを証するものであろう。又、「旧延慶本」との単独共通記事のもち具合が源平

④廿五「木曾法住寺殿へ押寄事」で、「左衛門尉ニテ使ノ宣旨ヲ蒙タル」という表現があること。

⑤卅四「木曾八嶋へ内書ヲ送ル事」で、「佛物神物ヲ押領シテ非法悪行ナノメナラスハテハ院御所法住寺殿ニ押寄せ合戦ヲ致シ貴僧高僧ヲサへ誅奉り」という表現があること。

拙稿「南都本『平家物語』第九、及び、延慶本『平家物語』第四をめぐって(四)」の「延慶本」の項では、延慶本・南都本間にのみある記事・表現等を挙げていなかった。このように纏めてみると、両者の関りは長門本の場合にたいして劣らないのではないかと思える。

猶、①「高倉院第四宮可位付給之由事」には「御乳母ノ妹」「腹立テ留メ」、④「木曾法住寺殿へ押寄事」では「カ、エマイラセ」「面白被思ケレハニヤ兵杖ヲ帯シ参リ籠ラレタリ」といった延慶本・源平盛衰記・南都本の圏内に止められた表現がある。

又、延慶本・源平闘諍録・南都本間に止められた表現に五「平家人々詣安楽寺給事」の「多ノ海山隔テ」、延慶本・源平盛衰記・源平闘諍録・南都本間に止められた表現に④「木曾法住寺殿へ押寄事」の「御所ノ東瓦坂ノ方ヘソ廻シケル」がある(後者については、先述の拙稿の「延慶本」の項でとりあげ、「南都本の表現は延慶本と長門本との合成かとも見られる」と記しておいたが、見直してみると、延慶本よりも源平盛衰記の方が南都本に近い)。いずれも、前項「口源平闘諍録」で例にあげた章段であり、延慶本と源平闘諍録とは比較的、傾った一程度

を示すように見える。

ニ 小野 文庫本

延慶本と小野文庫本の圏内に止まる記事・表現は見当たらない。前記のように「旧延慶本」では七つの章段(にあたるどころ)において特徴的な一致が見られたことと、極めて対照的である。

ホ 八坂 本

①十三「左中将清經投身給事」で、「風ノ便ノ音信」という表現があること。

②十五「兵衛佐蒙征夷將軍宣旨事」で、康定が「家子二人郎等十人」を召し連れていたと明らかに記すこと。屋代本・小城本・百二十句本・覚一本・竹柏園本・両足院本も。

これも極めて断片的なので、両者の関係を窺うことはむずかしい。

へ 覚一本・平松家本・竹柏園本・鎌倉本

①廿「兼康与木曾合戦スル事」で、「ト云ケレハサラハトテ」という表現があること。八坂本・東寺執行本・中院本も。

②廿三「木曾可滅之由法皇御結構事」で、義仲が戦歴に「佐々カ責マリ」をあげること。

②六「安樂寺由来事」で、時平の讒奏で左遷されたことや「東風吹ハ」の歌。

③九「四宮踐祚有事」で、十八日の議定のこと、平家没官の所領のこと、二十日の踐祚のこと、帝位空位の例。

④十六「康定関東ヨリ帰洛シテ関東事語申事」で、「院宣請文」^(注三)。

⑤十七「文覺ヲ使ニテ義朝ノ首取寄事」で、「アフチ」「五郎」「博士判官兼成ニ付テ」「孝養」「獄門ノ戌亥ノ角ニ墓ヲ築テ」「首ヘヲ時絵ノ箱ニ入テ錦ノ袋ニ裹テ」「正清カ首ヲハ檜ノ箱ニ入テ布袋ニ裹テ」といった表現があること。

⑥廿五「木曾法住寺殿へ押寄事」で、「命ノヲシカリケレハ」「空様ニ倒テ」といった表現があること。

延慶本と源平盛衰記の圏内に止められた記事の特徴は、①③④⑤の場合のように纏まった話全体が共通することである。

これらのうち、③「四宮踐祚有事」では、これらの源平盛衰記との共通記事の間に「旧延慶本」の文章が挿み込まれている。その具合は、この章段の冒頭から源平盛衰記と同じ記事（但し、表現には部分的に改めたかと思われる違いがある）が続き、二十日の踐祚の記事が「國ニ似有二主歟」まできたところで、「旧延慶本」の「天ニ二ノ日ナシ地ニ二ノ主ナシ」^八に続いている。源平盛衰記でみると、「旧主^九被奉尊号」以下は、四宮の踐祚を受けて、事実として二人の天皇が在位している恰好になったことから、後鳥羽天皇を立てなくても行政上何のさしつ

かえもなかったと批判的に論評し、空位の例に続いて行く。筆者の見るところ、源平盛衰記の文脈は極めて自然である。とすれば、延慶本が「國ニ似有二主歟」に相似た論調の部分をつくつけて、強調をはかったということになるのではないか。

ロ 源平闘諍録

①五「平家人々詣安樂寺給事」で、「涙ヲ流シケン事モ」という表現があること。

②廿五「木曾法住寺殿へ押寄事」で、「鎧直垂」「先今井四郎ヲ大將軍トシテ三百」という表現があること。

①「平家人々詣安樂寺給事」には、右の外に「スミナレシ」の歌の第五句が延慶本・源平盛衰記・源平闘諍録のみで「ワスレ給ワシ」となっているということがある。

ハ 南都本

①一「高倉院第四宮可位付給之由事」で、「尋穴クリ奉テソ」という表現があること。

②十二「尾形三郎平家於九國中ヲ追出事」で、小松殿の公達に伊築を説得させるといふ案を言い出した者を貞能とすること。

③廿三「木曾可滅之由法皇御結構事」で、義仲の狼藉を「提婆カ化現」に擬えること。

と南都本との共通記事（他本にない）があることが注目される。

更に、「旧延慶本」・源平盛衰記・源平鬪諍録・南都本・小野文庫本の圏内に止まる記事も、四「源氏共勸賞被行事」にあたるところの「此十余日カ先マテハ」の文、十二「尾形三郎平家於九國中ヲ追出事」にあたるところの「太上天皇ノ后腹ノ第一ノ皇子」以下の時忠の言葉、廿二「木曾都ニテ悪行振舞事」にあたるところの落首など、かなり目に付く。その中では、「太上天皇」を高倉上皇としたり、「白サヒテ」と言ったりしているのが「旧延慶本」（内）に限られる（前後はほぼ同文のもの）ことが興味深い。「旧延慶本」と源平盛衰記以下の四本とは、源平盛衰記以下の四本の祖本が表現を推敲したという兄弟本の関係にあり、又、長門本は部分的に源平盛衰記以下の四本のどれか（又は祖本）の影響を受けていることを考えさせる。

ホ 屋代本・百二十句本

①十一「伊榮之先祖事」にあたるところで、娘の言葉に「何カ 苦シカルヘキ」という表現があること。小城本・両足院本も。
 ②十八「木曾京都ニテ頑ナル振舞スル事」にあたるところで、義仲について「都ノ守護ニテ有ケルカ」という表現があること。平松家本・竹柏園本・鎌倉本・小城本・東寺執行本・中院本・両足院本・八坂本・覚一本も。

③廿一「室山合戦事」にあたるところで、「幡磨ニハ平家ニ恐レ」の表現があること。小城本・八坂本も。

極めて断片的なので、両者の関係を窺うことはむずかしい。

へ 覚一本・平松家本・竹柏園本・鎌倉本

①廿「兼康与木曾合戦スル事」にあたるところで、「マ前 カケテ命ヲ君ニマヒラセ候ワン」「韓ノ鞆ノ幙 等ヲ以テ風雨ヲ禦テ羶肉酪ノ漿彼等ヲ以テハ飢饉ヲ養夜ハイヌル事不能日ハ」といった表現があること。小城本も。

②廿三「木曾可滅之由法皇御結構事」にあたるところで、「黒坂塩口」「備中ノ板倉ノ城」といった表現があること。

③廿六「木曾六条川原ニ出テ首共懸ル事」にあたるところで、「寺ノ長吏圓恵法親王ノ御首」という表現があること。両足院本も。

①「兼康与木曾合戦スル事」にあたるところであげた『文選』からの引用部の後、「夜ハイヌル事」以下で「旧延慶本」と当道系本とは表現を異にする。どちらかが改稿本文ということもありえたかと思うが、詳にし得ない。

延 慶 本

イ 源 平 盛 衰 記

①二「平家一類百八十余人解官セラル、事」で、義仲が俊暁僧正に高倉宮の御子のことを具申する条。

③十一「平家九國中^お可^お追出之由被^お仰下事」にあたるところで、「顧後勳ヲ身ヲマタクセント思^おワム者ハ」という表現があること。

④十二「尾形三郎平家於九國中ヲ追出事」にあたるところで、「前業ノ^{いた}果ス都^とナレハ似^{たり} 今生之感應空^ニ」の表現があること。

⑤十四「平家九國ヨリ讚岐國へ落給事」にあたるところで、「鎮西者共^は志^シ 思^マヒラセ候^ワン^者 ハ参候^ワムスラム^し」といった表現があること。

⑥十八「木曾京都ニテ頑ナル振舞スル事」にあたるところで、「主ノ敵ナレハ目サマシク思^テイト心ニモ入サリケリ牛ハ聞ユル小アメナリ」の表現があることや言葉の通りに後から降りたということを書きざないこと。

⑦廿一「室山合戦事」で、平家軍の五手の大将が一致すること、及び、「一陳ノ勢是ヲ防ク」「五陳ノ大勢ニ寄合タリ」といった表現があること。

拙稿「岡山大学蔵小野文庫本『平家物語』巻第八に就いて」^(注七)は「旧延慶本」という概念を使わないで分析したのであったが、こうして例を挙げてみると、この巻は意外に古い本文を伝えているのではないかという気がする。それが「旧延慶本」の一本であることは確かであるが、さて、「旧延慶本」と小野文庫本との関係はどうなのであろうか。

⑦「室山合戦事」にあたるところで平家軍の五手の大将名が小野文庫本に一致することは先に記した通りである。ところが、その前、「室

に平家軍が進出したことを紹介した箇所で、「旧延慶本」が大将軍としてあげるのは「門脇中納言教盛父子本三位中将重衡」である（ここ的一致するのは源平盛衰記だけ）。「旧延慶本」は大将軍の紹介と具体的陣容とが矛盾している訳であるが、それは諸本の次元で見ると、源平盛衰記と小野文庫本を杜撰に取り合わせたもののように見える。小野文庫本にこのような興味深い本文の見えることを、筆者は前稿の「二」の「義仲の初出仕を描いた所」でも指摘しておいた。猶、「旧延慶本」・源平盛衰記・小野文庫本の圏内に止まる表現が多いのは、この「室山合戦事」にあたるところだけである。

一方、「旧延慶本」・南都本・小野文庫本の圏内に止まる表現は、⑤「平家九國ヨリ讚岐國へ落給事」にあたるところの成良が平家の船を迎える場面に集中している。

四本の圏内に止まる表現を見ると、「旧延慶本」・源平盛衰記・源平闘争録・小野文庫本では、廿三「木曾可滅之由法皇御結構事」にあたるところの「法住寺殿ニ城廓ヲ構テ兵共ヲ」が目につくぐらいである。これに対し、「旧延慶本」・源平盛衰記・南都本・小野文庫本の方は、四「源氏共勸賞被行事」にあたるところで、「安田三郎義定」^宣の任官などを記すことをはじめ、数ヶ所が認められるが、廿七「宰相脩憲出家シテ法皇御許へ参事」にあたるところの「信行為清近業^モ被誅候又能盛親盛^ハ痛手負テ万死一生トコソ承り候へ」や卅四「木曾八嶋へ内書ヲ送ル事」にあたるところの「平家^傳聞テ被申ケルハ君モ臣モ山毛奈良モ此一門ヲ背テ源氏ノ世ニナシタレトモ」など、前後に「旧延慶本」

圈点を付けたところが「旧延慶本」に一致するが、それ以外は、南都本の独自表現である。しかも、右の部分には南都本編著者の好みと見られる対句が「軍二相又輩ハ」と「火ヲマヌカル、者ハ」「アシカニハ」と「コ、ニハ」のように二つも認められる。従って、南都本編著者が「旧延慶本」のような文章をもとにしながら独自にここを改めたことは間違いない。ただし、南都本と「旧延慶本」・延慶本・長門本の関係全体については、未だ詳にし得ていない。

「旧延慶本」・源平盛衰記・南都本の関係について、気付いたことを述べておきたい。

⑥「木曾八嶋へ内書ヲ送ル事」にあたるところの引用文の前後を次に対校する。

盛○○○○ ○○○四十九人の官職をとめなんと○○○傳○○○
より合寄せり

長殿上人ヲ 誠置キ少シモ憚ル所ナキ由ヲ平家傳聞テ

南○○○○モ多ク 誅戮ス○○○○○○○○○○○○○○○○○傳○○○

くに申されけるは ○○○南都○○○○○○○○○○○○○○○○○

申されけるは 君モ臣モ山モ奈良モ此一門ヲ背テ源氏の世ニナシタ

○○

○○○人の歎はいやましくなり ○×××××××××× ×××うれしきことにお

レトモサモアルにヤト 大臣殿ヨリ始メ テ人々

○○○○○○○○カ○○○○○○○○○○○○○○○○○奉り○○○

ほして○ に入てそわらひいきみ給へる

興 言セラレケリ に入てそ申され

○ 二人テ 咲ヒ勇ミアヘリ

三本共に近いと見られるが、源平盛衰記は「旧延慶本」を具体化しながら書き改め、南都本は比較的「旧延慶本」の本文を損わない範囲で改めているようである。その上で、源平盛衰記と南都本に共通の表現がみられて、両本が密接な関係をもった時期のあることを窺わせる。猶、②の後半の「法皇仰下神器帰洛於時忠卿事」、④の越前守信行が横死する条、⑦「惟盛卿古京ヲ恋給事」にあたるところは「旧延慶本」・源平盛衰記・南都本の圏内に止められた記事である。

「旧延慶本」・源平闘諍録・南都本の関係は、拙稿「南都本『平家物語』第九、及び、延慶本『平家物語』第四をめぐる(四)」の「三源平闘諍録」で具体的に論じているので、それに譲りたい。

「旧延慶本」・源平盛衰記・源平闘諍録・南都本の圏内に止まっている表現もある。それは、十一「伊榮之先祖事」にあたるところの冒頭部、廿二「木曾都ニテ悪行振舞事」にあたるところの冒頭部である。共に、冒頭部なのが注目される。

ニ 小野 文庫 本

①一「高倉院第四宮可位付給之由事」にあたるところで、信隆の娘の女房時代の呼び名「中納言ノ内侍」を記すこと。

②七「平家人々宇佐宮へ参給事」にあたるところで、「ナンノ憑モヨワリハテ」の表現があること。

①九「四宮踐祚有事」にあたるところで、「御所二候^{すみなし} 給テ」という表現があること。

②十四「平家九國ヨリ讃岐國へ落給事」にあたるところで、「スケナク奉當^レ」「敵方御方カ成良^行 向テ見スル也^{奉へし}」「小船ニ乗^て コキ向御方ノ船ト見テ」「サ候へハコソ^{さいせんより只} 是ニワタラセオワシマシ候へト」「子

細^を 委ク時忠ニ仰合ヨト被仰ケレハ」「急罷下へク候」「帰参仕ル^{候はん} 事難有^{かるべく} 候其故者西国へ^{平家} 趣候シ時モ必^ね」「カケテモ思ヨリ候ワヌ^候

事ナレハ」「ト被申タリケレハサテハ帰上ル^{えん} 事実ニ可難有^x」「時忠卿シタシクテ西国ヨリモサ様ニ被申ケルニコソサラハ」といった表現があること。

③廿三「木曾可滅之由法皇御結構事」にあたるところで、「君ニ志思マヒラセム者^は 御方へ可参之由被仰ケレハ」「大臣家へモ乱入テ狼藉ヲモセハコソ奇恠ナラメ片畔ニ付テ少々入取ナムトセムヲハ」「左右ニ不及ト云者モアリ」といった表現があること。

④廿五「木曾法住寺殿へ押寄事」にあたるところで、「足手置所^{手足の}モ不知大刀ノ柄ヲトラヘタレトモ指^{さし}ハタカリテ不被^{にけ}拳^を」「足ヲツイキリナムトソシケル」「加様ノ者^xノミコソ多ク」「其外^{の者とも} ハハウく御所ヲ逃出テカシココ、ニ討伏ラレ切伏ラル^あ」「猶狼藉ナリケレハ心ウク悲テ」「只可^{おし}量^{いっちへ}」「何^か失ニケム一人モ不見^x」「一方ヨリハ黒煙^押覆^xヘリイカニ^{とも} スヘキ」「木曾^か 郎等今井四郎」といった表現があること。

⑤廿七「宰相脩憲出家シテ法皇御許へ参事」にあたるところで、「宰相入道モ墨染ノ袖^を 不絞敢^候」「八条ノ宮モ見サセ給^候 ワス山^の 座主明雲僧正モ流矢ニ中ラセ^x 給ヌ」といった表現があること。

⑥卅四「木曾八嶋へ内書ヲ送ル事」にあたるところで、「少モ憚ル所ナキ由ヲ」「サモアルカト大臣殿ヨリ始奉リテ人々」といった表現があること。

⑦卅五「惟盛卿古京ヲ恋給事」にあたるところで、「北方若君姫ノ^御 事ヲノミ 宣出^そ」という表現があること。

⑧卅七「法皇五条内裏ヨリ出サセ給テ大膳大夫業忠カ宿所へ渡セ給事」にあたるところで、「木曾カ所行モ平家ノ悪行ニ」「上下ノ所領ヲモ併押取」といった表現があること。

「旧延慶本」と南都本との関係について、筆者は拙稿「南都本『平家物語』第九、及び、延慶本『平家物語』第四をめぐって(四)」^(注五)の「一延慶本」の中で「延慶本・長門本の共通祖本(原延慶本と言う概念に近いだろう)の兄弟本(——省略——)を祖本として現南都本が書かれたと見る余地も残されている」と述べた。今回の調査でも同様のことが確認される。④の「木曾法住寺殿へ押寄事」にあたるところであげた「其外^{の者とも} ハハウく御所ヲ逃出テカシココ、ニ討伏ラレ切伏ラレ」は南都本では「其外ハ何ニモシテ御所中逃^あントノミソシケル軍ニ相又輩ハ猛火ノ為ニ亡ヒヌ火ヲマヌカル、者ハ流レ矢ニ當リテ失ニケリア、シカニハ射臥ラレコ、ニハ切臥ラレテ」となっている。

い。

これに重なるのが⑤の行清の逸話である。これは行清を発生源とする逸話であるが、右の⑤の康定^(注四)、⑦の雑色共にそれぞれの逸話の発生源にあたる。

一方、④の「海人ノ^{柴の} 苦屋ニ」云々の対句なくさんの美文を見ると、この系統は単に内容を重んじていただけではないことが考えられる。ただし、その表現は駢儷文で、書状、「六代勝事記」の文体に一致する。「旧延慶本」の編著者は駢儷文好みだったのであろうか。

口 源 平 闕 諍 録

①十二「尾形三郎平家於九國中^ヲ追出事」にあたるところで、「道ノ便リノ法施」(「^{おもひく} 聲々 ロスサミ給ケリ」)の表現があること。

②十八「木曾京都ニテ頑ナル振舞スル事」にあたるところで、義仲が少、青年時代を送った所を「木曾山下ト云所」とすること。

③廿「兼康与木曾合戦スル事」にあたるところで、「恩愛ノ道不及力事ナレハ小太郎カ事 思フニ行モヤラレス」という表現があること。

④廿一「室山合戦事」にあたるところで、「室坂ニ^セ歩セ向フ」という表現があること。

⑤廿三「木曾可滅之由法皇御結構事」にあたるところで、「逃足^{のみそ}ヲノミ踏タル者共[×]ソ多ク参リ籠リタリケル」という表現があること。

「旧延慶本」と源平闕諍録との関係は、②の「木曾京都ニテ頑ナル

振舞スル事」にあたるところの「山下」が源平闕諍録では「山本」となっているので、兄弟本の関係にあるかと見られる(字形が近いので、書承の間に分かれたものであろう)。一方、⑤の「木曾可滅之由法皇結構事」にあたるところの源平闕諍録との共通部分の直前を見ると、「風モアラク吹ハ倒ヌヘクテ」となっていて、これは源平盛衰記・南都本・小野文庫本に類似の文がある。つまり、「旧延慶本」の「御方ノ人々ノ語ヒタリケル者共」についての感想、分析は源平盛衰記などの文と源平闕諍録のものが緋い合わされた恰好になっているのである。この状況から判断すると、「旧延慶本」には源平闕諍録の祖本のようなものが取り込まれているのかもしれない。

源平闕諍録と源平盛衰記との関係は右でみると対立する本のようにあるが、共通する部分も多く、極めて近い関係にあると考えられる。「旧延慶本」、源平盛衰記、源平闕諍録の圏内に止められた記事では、廿三「木曾可滅之由法皇御結構事」にあたるところの「御方ノ大將軍」として「床子ニ尻カケテ」いる知康の描写と、卅二「知康関東へ下事」にあたるところの「ヒフ」をつく知康の描写が注目される。共に、知康の印象に残る行動だったのでないかと思われる。これらの本が他本に比べて、知康に対する関心の豊かなことは間違いない。

猶、①の()は「思キヤ彼蓬壺ノ」云々の文の末尾であるが、源平闕諍録はこの一文を平家一門の宇佐詣での後に置いている。「此海上」が宇佐から見るものと「旧延慶本」の山賀から見るとのどちらが本来なのか、詳にしえない。

後白河法皇に対する例として引こうとする意図もあつたのではないかと考えられるが、先述の義仲批判が付いているために甚だ落ち着きの悪い注記になっている。これは源平盛衰記が「旧延慶本」のようなものから「武王紂王合戦事」を切り抜くような具合で引用したからに違いない。このことから、源平盛衰記の成立時には、既に「旧延慶本」ができあがっていたと見られる。

ところで源平盛衰記は、そうすると常に「旧延慶本」の下位(子側)に立つのであろうか。⑨「兼康与木曾合戦スル事」にあたるところを見よう。「旧延慶本」は、倉光五郎を夜討ちにした直後を、「兼康ハ西河三ノ渡リヲシテ近隣ノ者共駆催シテ福龍寺ナワテヲ掘切ル」と続けて、義仲軍を迎え撃つ態勢を整えた兼康を一気に描き、それから、倉光が呆気なく討たれた訳についての取り沙汰に転じる。ところが、その後、「妹尾太郎申けるは 兼康コソ北陸道ノ軍ニ生取にせら レテアリツルカ木曾ヲスカシテ」云々という、与力呼びかける兼康の言葉が出てくるのである。「近隣ノ者共駆催シ」た後に、与力呼びかけるのも随分間の抜けたはなしである。このところを源平盛衰記で見ると、倉光を夜討ち↓倉光が討たれた訳についての人々の取り沙汰↓兼康が与力を募る↓福龍寺なわて築城 と続いていて、流れによどみがない。おそらく「旧延慶本」は福龍寺なわて築城を押し出すために、「近隣ノ者共駆催シテ」で一旦済ましてしまふのであろう(「近隣ノ者共駆催シテ」は「旧延慶本」の独自表現である)。その上で、更に、源平盛衰記と同じ兼康の言葉を引いて、与力を募る言葉を生かし、兼康の駆り武者の兵

力としての乏しさに続けて行くという工夫に出たものであろう。微妙なところだが、筆者は、ここは「旧延慶本」が必ずしも古いかたちを示しているとは言えないところと見たい。

右のことから、源平盛衰記は「旧延慶本」のようなものによつているが、その関係は親子ではないということになる。

次に、「旧延慶本」・源平盛衰記の圏内に止められた記事の特徴を見ておこう。

「武王紂王合戦事」は対照的な例を引いたものであつた。「旧延慶本」は『六代勝事記』からそのまま抜き取っているが、源平盛衰記は武王に対して「危く見えけるに」という言葉を加えるなど、表現を補いながら記している。

他書からの引用に近いのが⑬⑰の書状の収載であろう。共に山門宛である。「旧延慶本」と源平盛衰記を比べると、細部に書きかえが認められる。いずれかが推敲しながら収載したということであろうが、やはり、源平盛衰記の側であろうか。

⑤「康定関東ヨリ帰洛シテ関東事語申事」にあたるところの冒頭に康定の行動を簡潔に纏めるといふ構成、⑦の「猫間中納言事」で雑色が活躍していること、⑨「兼康与木曾合戦スル事」にあたるところなどは当道系本に対峙しながら、広本系によく継承されたものである。古い伝承、確かな逸話として權威をもっていたためかと考えられるが、⑤に見られる広さの具体的表示、①に見られる具体的列挙など、当道系本と異なり、具体性、詳しさを重んじる伝統があつたのかもしれない

⑦十八「木曾京都ニテ頑ナル振舞スル事」にあたるところで、「因幡志ト云雑色」が根井に中納言の「御ワケ」を与えられて、これを投げ捨てるといふ条を記すこと。

⑧十九「水嶋津合戦事」にあたるところで、義仲軍の大手の大將軍を海野、搦手のそれを矢田とすること。

⑨廿「兼康与木曾合戦スル事」にあたるところは、「義仲^x寿永二年十月四日朝^x 都ヲ出テ幡磨路ニ懸テ今宿ト云所ニ着^ぬス今宿ヨリ妹尾ヲ先

達ニテ備中国へ下ル古坂ト云所ニテ」木曾ヲハヨクスカシオホセツト^思テ子息小太郎兼道郎等宗俊^xヲ相具シテ下リケリ」をはじめとして、枚挙に暇がないほど、源平盛衰記とだけ一致する記事が頻出する。

⑩廿一「室山合戦事」にあたるところで、教盛・重衡を大將軍とすること及び、「面ヲ可向^寄様」四陣三陣ニタ一タノ勢」といった表現があること。

⑪廿二「木曾都ニテ悪行振舞事」にあたるところで、「老タルモ若モ歎アヘル」加賀国井上次郎師方カ依^テ教訓^ニトソ^{後には} 聞ヘシ」といった表現があること。

⑫廿三「木曾可滅之由法皇御結構事」にあたるところで、義仲の合戦歴に「安高」を加えること。

⑬廿四「木曾怠状ヲ書テ送山門事」にあたるところで、「木曾ヲ可背之由聞ケリ依之義仲急^xキ怠状^xノ書テ」以下の部分。

⑭廿五「木曾法住寺殿へ押寄事」にあたるところで、「武王紂王合戦事^(注三)」及び、「放ム矢ハ征矢トカリ矢ヲスケストモ」矢ニ左^右ノ御耳ノ根

ヲカセキニ射貫カレ」楯六郎馬ヨリ飛下^xテ生取^にテ我宿所ニ」といった表現があること。

⑮廿六「木曾六条川原ニ出テ首共懸ル事」にあたるところで、行清が八条の宮の首を盗み取って高野山に納める条は同内容で、表現の一致する所が多い。

⑯卅二「知康関東へ下事」にあたるところで、頼朝に無言で応じられ^{たる心地して}た知康を「サヲ、ノミ^ススクムテ」と表現すること。

⑰卅三「兵衛佐山門へ牒状遣ス事」にあたるところで、「其状云」以下の部分。

⑱卅五「惟盛卿古京ヲ恋給事」にあたるところで、「明テモ晩テモ」常^にハ引カツキテ臥給」の表現。

「旧延慶本」と源平盛衰記の関係を確認しておきたい。

⑭の「武王紂王合戦事」には「六代勝事記」からの引用に続けて「木曾為人倫ノ有警佛神ニ不成憚ヲ依^テ何ニ預^リ天助^ニモ可有^人ノ慙^モナレハ法皇ノ御爵モ弥深く知康モ日ニ随^テ急^キ可被^{追討}トノミ申行ケリ」という文章が付いている。つまり、この部分は義仲の山門への怠状が奏効しないことを述べるために、対照的な例を「六代勝事記」から引いたものと認められる。「旧延慶本」ではこの部分が義仲の怠状からすぐ続いているので問題はない。ところが、源平盛衰記では知康の「おこ^{かましき事}」を嘆く記事の後に、その注記のようにして挿入されている。その位置から見れば源平盛衰記には「六代勝事記」部分を知康や

「旧延慶本」・延慶本（第四）と他本——単独の共通記事を中心に——

橋口晋作

『平家物語』延慶本（以下、『平家物語』を省く。他本も同じ）は周知のように六巻形式をもっている。本稿では、その「第四」を対象として、一本だけが共通するという記事・表現を主にとりあげながら、「旧延慶本」、及び、延慶本と他の諸本との関係を見て行くことにする。

「旧延慶本」

ここで「旧延慶本」というのは、延慶本・長門本の共通記事のことである。^(注一)

イ源平盛衰記^(注二)

①五「平家人々詣安楽寺給事」にあたるところで、大宰府にはいった平家に従いついた軍兵を「菊地ノ二郎高直石戸少卿種直白木戸次松浦党ヲ始トシテ」と具体的にあげること。

②十一「平家九國中^お可追出之由被仰下事」にあたるところで、頼輔が言い遣した言葉の中で、平家について「悪行年積テ」といっていること。

③十一「伊榮之先祖事」にあたるところで、柏原の御許が巖穴の口で「何事ヲ^{いたはり}痛給フソ」と問いかけること。

④十二「尾形三郎平家於九國中^ヲ追出事」にあたるところで、「海人ノ^{柴の}苦屋ニ立^{たつる}煙雲居ニ升ル面影朝^{マノ}風毛身ニシム^{みて}葦間ヲ分テ傳^{より又}船弱リ行虫ノ聲吹シホル嵐ノ音触物随折^て藻ニスム虫ノ心地シテ我カラ^とネヲ^{のみ}ソナカレケル」(山賀城ヲモ)取ル物モ取アヘス」「河邊ノ藜ニ^{なく}虫ノ聲々弱リ^{ねまても}ケルヲ」といった表現があること。

⑤十六「康定関東ヨリ帰洛シテ関東事語申事」にあたるところで、「兵衛佐ニ院宣ヲ奉^り勅定ノ趣ヲ仰含メテ兵衛佐ノ御返事ヲ^{取テ}」^左「右ノ膝ヲツキ^右左ノヒサヲ立テ」「但義仲^候倅事仕候ハ、仰テ行家^候ニ可^候被打候」^誅「無本意次第二候へハ早く彼行家^候倅事仕候ハ、仰テ義仲^候ニ可^候被打候」^誅「無本意次第二候へハ早く彼等ヲ」^候「追様二荷懸駄卅疋送給テ候キ」^{たひ}「少々^は人ニタヒ^{とらせて候}」(畳、萱屋の)「二帖」「一帖」「五間ナル」(といった具体的広さを示す表現)などがあること。

⑥十七「文覺ヲ使ニテ義朝ノ首取寄事」にあたるところで、冒頭部と結末部。